

金銭・有価証券の預託、記帳及び振替に関する契約のご説明

本説明書は、お客様から楽天証券にお預けいただく金銭及び有価証券について、取引の概要等をご理解いただくため、金融商品取引法第 37 条の 3 の規定に従い交付する「契約締結前交付書面」です。あらかじめよくお読みいただき、ご不明な点は、お取引開始前にご確認ください。

当社では、お客様から有価証券の売買等に必要な金銭及び有価証券をお預かりし、法令に従って当社の財産と分別して保管させていただきます。また、券面が発行されない有価証券について、法令に従って当社の財産と分別し、記帳及び振替を行います。

手数料など諸費用について

○有価証券や金銭のお預かりについては、料金を頂戴いたしません。

有価証券の移管について

○他の金融機関へ投資信託を移管される場合には、1 銘柄あたり 3,300 円（税抜 3,000 円）の事務手数料を頂戴いたします。

贈与手続きについて

○お客様がお持ちの有価証券（株式・投資信託・債券）を当社に口座をお持ちの他のお客様に贈与される場合には料金を頂戴いたしません。

○有価証券を他の金融機関口座へ贈与する場合は、事務手数料を有価証券の移管と同様の扱いとします。

この契約は、クーリング・オフの対象にはなりません

この契約に関しては、金融商品取引法第 37 条の 6 の規定の適用はありません。

金銭・有価証券等の預託、記帳及び振替に関する契約の概要

当社では、お客様から有価証券の売買等に必要な金銭及び有価証券をお預かりし、法令に従って当社の固有財産と分別して保管させていただきます。また、券面が発行されない有価証券について、法令に従って当社の固有財産と分別して記帳及び振替を行います。

当社が行う金融商品取引業の内容及び方法の概要

当社が行う金融商品取引業は、主に金融商品取引法第 28 条第 1 項の規定に基づく第一種金融商品取引業であり、当社では、有価証券の売買の取次ぎ等に関して、お客様から金銭又は有価証券の預託を受けております。

この契約の終了事由

当社の証券取引約款に掲げる事由に該当した場合（主なものは次のとおりです）は、この契約は解約されます。

- ・お客様から解約の通知があった場合
- ・この契約の対象となる財産の残高がないまま、相当の期間を経過した場合

当社の概要

商号等 楽天証券株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第195号、商品先物取引業者
本店所在地 〒107-0062 東京都港区南青山2丁目6-21
加入協会 日本証券業協会
資本金 19,495百万円
主な事業 金融商品取引業
設立年月 1999年3月

当社に対するご意見・苦情等に関するご連絡窓口

当社に対するご意見・苦情等に関しては、以下の窓口で承っております。

取扱口座 お客様専用ダイヤル

フリーダイヤル：0120-885-696

携帯電話から(有料)：03-6739-3356

受付時間：月曜日～金曜日 9時00分～17時00分(祝日を除く)

金融ADR制度のご案内

金融ADR制度とは、お客様と金融機関との紛争・トラブルについて、裁判手続き以外の方法で簡易・迅速な解決を目指す制度です。

金融商品取引業等業務に関する苦情及び紛争・トラブルの解決措置として、金融商品取引法上の指定紛争解決機関である「特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター(FINMAC)」を利用することができます。

住所：〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号 第二証券会館

電話番号：0120-64-5005 (FINMACは公的な第三者機関であり、当社の関連法人ではありません。)

受付時間：月曜日～金曜日 9時00分～17時00分(祝日を除く)

(2022年9月)